

三条商工会議所 社員資格取得支援事業「人材育成助成金」要綱（2023 年版）

目 的

企業における事業活動の継続性向上ならびに人的資本への投資を促進することで企業価値を高めてもらうことを目的に三条商工会議所の会員事業所に勤務する従業員の公的資格取得に要する受験費用を支援します。

内 容

< 1. 助成対象 >

（申請対象となる企業）

- ・ 三条商工会議所の会員であり且つ当所の年会費の滞納がない事業所

— 会員であることの定義 —

申請段階で当所会員であること。

非会員事業所で新規入会を希望する事業所は、当所の所定の手順に則り入会承認がなされた時点から会員とします。

— 年会費滞納が無いことの定義 —

令和4年度までの当所年会費を完納（納付済み）していること

（支援対象者）

- ・ 上記申請対象となる企業に勤務する従業員^{※1}

※1：対象となる従業員の詳細については< 8. 注意事項 >をご確認ください。

（支援対象資格）

- ・ 事業所の主たる事業活動で有用な国家資格、公的資格、団体等が認定する技能資格等^{※2}

- ・ 上記以外で、支援対象者が勤務する事業所が事業活動上必要と認めた資格^{※2}

※2：対象外資格もあるため< 8. 注意事項 >を確認ください。

< 2. 助成内容・助成対象経費・対象となる試験の期間 >

（助成内容）

- ・ 事業所の主たる業種に必要な資格を取得するための受験料・検定料^{※3}

- ・ 事業活動に必要または今後必要と事業所が判断した資格の受験料・検定料^{※3}

- ・ 助成対象となる試験の期間は受験日が 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 10 日まで
に実施されるものとします。

※3：資格試験の可否は助成金交付可否には影響しません。

— 助成対象外となるもの —

- ・ 受験料以外の学習のための講習費、テキスト代等。
- ・ 資格更新にかかる受験料・検定料。

(助成対象経費・助成率・助成上限)

・助成対象経費：資格取得に必要な受験料の実費※4

※4：受験料に消費税が課税される資格は税込。非課税となる資格はその金額。

注：講習と受験が一体となっているもので受験料が特定できない資格については
受験者1名当たり上限1万円(税込)の助成対象とします。

助成率：10/10

助成上限：年度内1社10万円※5

※5：10万円に満たない場合は、申請額を助成上限とします。

(申請可能回数)

- ・複数回の申請は可能ですが、助成上限は変わりません（年度内1社10万円）
- ・複数回申請の場合、既に申請し交付決定された金額を差し引いた額が上限となります。

<3. 申請期間>

令和5年4月24日(月) 午前9時から予算終了まで※6（受付開始前の申請は無効とします）※6：先着順 申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

予算額に達していない場合、最終申請締切は2024年2月28日(水)までとします。

<4. 助成金交付申請に必要な書類>

- ①社員資格取得支援事業 助成金交付申請書(事業所が作成)…様式 資支-1
- ②2023年度社員資格取得支援事業 助成対象試験受験計画書兼同意書
試験料金の分かる要綱またはHP等の抜粋資料…様式 資支別紙-1

—申請段階で既に資格試験の申込が完了している場合は下記も提出ください—

- ③受験する資格試験の申込書の写し（受験者名、受験料が分かるもののコピー）

—申請段階で既に資格試験の受験が完了している場合は下記も提出ください—

- ④受験した資格試験の領収書の写し（受験者名、受験料が分かり、支出した日付が明記されていること 原本ではなくコピーしたものを提出。）

<5. 交付決定通知後、受験を完了し助成金を受領する際に必要な書類>

- ①受験した受験票のコピー
（受験票がない場合は受験したことを証明できるもののコピー）
- ②社員資格取得支援事業 助成金振込先口座記入書…様式 資支-2
- ③受験した資格試験の領収書の写し（受験者名、受験料が分かり、支出した日付が明記されていること 原本ではなくコピーしたものを提出。）

注：上記③について、<4. 申請・助成金交付に必要な書類>の④を提出している場合は再提出不要です。

< 6. 助成金の申請・支払について >

- ・本事業を利用する場合は< 4. 申請・助成金交付に必要な書類 >の①、②を三条商工会議所事務局に提出ください。
- ・交付決定を受けた後、受験が完了しましたら< 5. 交付決定通知後、受験を完了し助成金を受領する際に必要な書類 >の①、②、③を三条商工会議所事務局に提出ください。
- ・助成金の支払いは原則として申請した試験がすべて終了した後としますが、申請した試験が完了した分については概算払いを申請することが可能です。
- ・交付決定以後、上記< 5. 交付決定通知後、受領に必要な書類 >に定める書類を提出できない場合は交付決定を取り消します。
- ・助成金の振込時期については、上記4に定める書類を提出した月の翌月20日払いとする。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とする。※受験日が2024年3月1日～3月10日の間に開催されるものについては3月10日までに必要書類を提出し助成金支払いは3月22日（水）とする。

< 7. 助成金交付決定後の受験の変更・中止について >

- ・本事業の交付決定を受けた後、申請内容の変更や中止する場合は、速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑤社員資格取得支援事業 申請内容変更承認申請書…様式資支－3

なお、変更によって助成対象経費が減額になる場合は、助成金を減額して交付する。

また、変更によって助成対象経費が増額になる場合でも助成金額は当初交付決定した金額から増額はしない。

- ・本事業の交付決定を受けた後、受験を中止する場合は、中止決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑥社員資格取得支援事業 受験中止承認申請書…様式資支－4

< 8. 注意事項 >

①土・日・祝日及び三条商工会議所の休日の持参は受付できません

②第一種運転免許の内、普通・原付・二輪免許は対象外とします。※下表参照。

第一種運転免許の内 助成対象外となる資格	第一種普通自動車運転免許(AT 限定含む) 原動機付自転車免許 普通自動二輪免許（小型限定） AT 限定普通自動二輪免許（小型限定） 普通二輪免許、AT 限定普通二輪免許 大型二輪免許、AT 限定大型二輪免許
-------------------------	---

③対象従業員は、常時使用する従業員（労働基準法第 20 条の規程に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）とします。

以下の囲い内 4 点のいずれにも該当しない従業員が対象となります

- ・ 日々雇い入れられる者(1 ヶ月を超えて継続して雇用した場合を除く)
- ・ 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・ 季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・ 試用期間中の者(14 日を超えて雇用した場合を除く)

なお、交付申請および助成金支払いの段階にて申請内容に疑義がある場合は、対象となる従業員の雇用状況がわかる書類の提出を求める場合があります。

- ④本事業の活用にあたり不正行為が発覚した場合は、本事業の対象を取り消し、助成金の返金を求めます。また、今後本事業の利用はできません。
- ⑤本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、助成対象事業者は速やかに三条商工会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとします。
- ⑥反社会的勢力及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。
- ⑦申請書類等に不備がある場合は、不備が解消されるまで正式に受け付けいたしません。不備解消が遅れると交付決定や助成金支払いも遅れますのでご注意ください。
- ⑧申請書類は紙での提出あるいは以下問合せ先のアドレスへのメール添付での提出により受け付けます。メール添付による提出の場合、メール不達やファイル不達等のいかなる理由においても期限を越えての提出は受け付けませんのでご了承ください。
- ⑨メール提出の場合、原則として当所の 2 営業日以内に申請書類を受け取った旨のメールをお送りします。当所からの申請書類を受け取ったメールが届かない場合は、書類が届いていない場合がありますので、お問合せください。
書類受領後、書類確認のうえ書類不備が無ければ正式に申請を受け付けた旨のメールをお送りいたします。

※資格を取得した従業員への資格手当支給や昇給等の積極的な取組をお願いします

< 9. 問い合わせ先 >

三条商工会議所 企業支援課 TEL：0256-32-1311 FAX：0256-32-1310
担当：須藤、蒲澤 e-mail:shinko@sanjo-cci.or.jp

社員資格取得支援事業「人材育成助成金」 申請～交付までの流れ

